

第 1 回横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	令和 6 年 12 月 6 日（金）午前 9 時 56 分から午前 10 時 59 分まで
開 催 場 所	旭区役所本館 3 階 カンファレンスルーム
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委 員 長：西尾 敦史（愛知東邦大学人間健康学部 教授） 職務代理者：國井 淳子（旭区民生委員児童委員協議会） 委 員：安西 小百合（朗読録音ボランティア なみの会） 齊藤 敏明（旭区老人クラブ連合会） 嶋貫 綾（税理士）</p> <p>【事務局】</p> <p>旭区役所 福祉保健センター長 下澤 福祉保健課長 戸矢崎 福祉保健課事業企画担当係長 伊藤 福祉保健課事業企画担当 上地、小林</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（一部非公開※）傍聴者：なし ※議事 2 「旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について」以降は非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委員紹介 3 指定管理者選定委員会及び要綱について 4 委員長選出及び委員長職務代理者の設置について 5 審議 <p>議事 1 委員会の公開・非公開について（案） 議事 2 旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について（案）</p>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 互選により西尾委員を委員長に選出。また、委員長より委員長職務代理者に國井委員を指名。 2 第 1 回及び第 2 回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第 1 回選定委員会審議事項のうち、 申請要項の内容、選定基準、選定手続きの細目 第 2 回選定委員会審議事項のうち、 申請団体審査、指定管理者の候補者の選定 →申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は申請団体関係者を除き公開とする。 3 申請要項及び選定スケジュール等について、事務局案のとおり決定。 4 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、各委員において書類審査を行うことを決定した。
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 旭福祉保健センター長よりあいさつ。

2 委員紹介

事務局より選定委員の紹介。

3 指定管理者選定委員会及び要綱について

- ・指定管理者選定委員会の概要
- ・「横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱」
- ・「横浜市旭区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱」について事務局より説明。

4 委員長選出及び職務代理者の指名

- ・互選により、西尾委員を委員長に選出
- ・委員長より、國井委員を職務代理者に指名

5 審議

議事1 委員会の公開・非公開について

審議のうえ委員会として次のとおり決定。

申請団体に対する公平性等を保つため次の審議事項は非公開とする。

- ・第1回選定委員会審議事項のうち、
申請要項の内容、選定基準、選定手続きの細目
- ・第2回選定委員会審議事項のうち、
申請団体審査、指定管理者の候補者の選定
→申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は申請団体関係者を除き公開とする。

(以降、非公開)

議事2 旭区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について

(1) 申請要項について

事務局から案を説明し、審議のうえ案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局から案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目（採点表）について

- ・事務局案のとおり。
- ・項目7「本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況」及び8「前期の指定管理業務の実績」を除く各項目の採点は5段階評価（5・4・3・2・1）で行い、それぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
- ・項目7については、配点を10点とし、取組の有無に応じて加算す

る。

- ・項目 8 については、配点を±10 点とする。
- ・配点合計は 230 点とする。

イ 財務の評価について

健康福祉局が外部事業者への業務委託により実施する財務状況評価の結果を踏まえて財務に関する有識者の委員が評価し、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、各委員がそれを参考にして評価する。

ウ 最低制限基準について

項目 7「本市重要施策を踏まえた申請団体の取組状況」及び項目 8「前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（210 点）に、第 2 回選定委員会出席委員人数を乗じて算出した点数の 60%を最低制限基準とする。

エ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱いについて

第 2 回選定委員会（面接審査）を欠席した場合は、集計に含めないこととする。

オ 申請内容変更・追加の禁止について

- ・申請関係書類については、申請受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に説明資料を配付することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

カ 面接時のタイムスケジュールについて

- ・面接審査の時間は、全体で 50 分とする。
(プレゼンテーション 15 分、質疑応答 20 分、意見交換・採点 15 分)

キ 選定委員会の採点及び公表方法について

- ・各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行う。
- ・面接審査を行ったうえで、採点表回収・集計、結果確認、結果発表・講評を行うこととする。
- ・個々の委員の採点を、委員名を伏せた形式でホームページに公表する。

ク 委員と申請団体との利害関係の確認について

より公平な審査を期するため、申請締切後、委員は「申請団体との利害関係に関する確認書」を提出することとする。

- ・委員本人との利害関係が確認された場合

	<p>→申請要項に規定する欠格事項に該当するため、申請団体を失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合 ・委員が申請団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合 <p>→当該委員を審査から除斥する。</p> <p>[主な質疑応答]</p> <p>委員：評価基準のひな形は市内共通の内容か。 事務局：そのとおり。</p> <p>委員：最低制限基準に満たない場合は、再度選定手続きとなり、申請団体からも再度申請資料の提出を受けることになるのか。 事務局：そのとおり。選定スケジュールを再度設定し、改めて手続きを行う。</p> <p>(3) 第2回選定委員会の日程について 事務局から案を示し、審議のうえ次のとおり決定。 ・令和7年3月17日（月）午後に開催する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 3 横浜市旭区における福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 4 委員会の公開・非公開について（案） 5 横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項（案） 6 審査・選定について（案） 7 指定管理者評価基準項目 採点表（案） 8 最低制限基準について 9 申請団体との利害関係に関する確認書